資料１

岩手県社会福祉審議会運営規程の一部改正について

１　改正の趣旨

児童福祉法等の一部改正に伴い、**保育所等の職員が行った児童への虐待について通告が義務化**され、通告等を受けて**必要な措置を講じた際**は、**児童福祉審議会等に報告**することされた。

本県においては、**「児童福祉専門分科会」を児童福祉審議会に位置付けて**おり、**保育所の設置認可や、安全確保措置として想定される事業停止命令等を所掌**していることから、**同分科会を報告先とするため、所要の改正**を行おうとするもの。

２　児童福祉法等の改正内容

- 児童養護施設等の**措置施設や障害児入所施設等**の職員による**被措置児童等**への虐待については、**従前から通告義務等の仕組みがあった**ところ。
- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを受け、児童福祉法等の一部が改正され、**令和７年10月１日から、保育所等の通所施設・事業**についても、**利用児童**への虐待を発見した際の**通告が義務化**された。
- 虐待の通告があった際は、**所管の行政庁**（保育所の場合は県）が**立入調査**を実施し、**改善勧告等の安全確保措置**を行い、**児童福祉審議会等に報告**することとされた。

３　社会福祉審議会の構成（児童福祉関係）

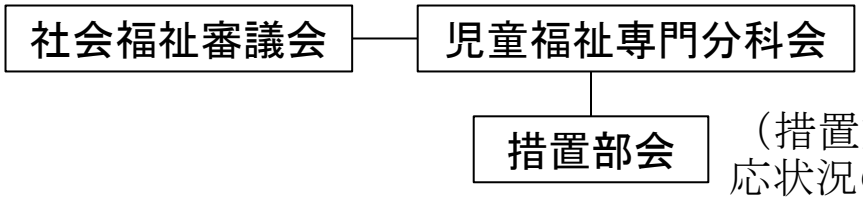

４　審議会運営規程の改正内容

- **現行の規定**では、今般の法改正により通告が義務化された、**保育所等の通所施設・事業における利用児童への虐待についても、措置部会の所掌**となるが、これらの施設・事業の利用は**措置によるものではない。**
- 本県においては**「児童福祉専門分科会」を児童福祉審議会に位置付け**ており、**保育所の設置認可**や、**安全確保措置**として想定される**事業停止命令等を所掌**していることから、同分科会を保育所等の通所施設・事業に係る**虐待通告に対する措置を講じた際の報告先**とすることとしている。
- このため、**措置部会の所掌**のうち**虐待通告に対する措置を講じた際の報告**に係る審議は、**従前から同部会の所掌とされている児童養護施設等の措置施設や障害児入所施設等に係るものに限る**こととする。

※　なお、保育所等に係る虐待通告に対する措置を講じた際の報告は審議事項ではないことから、審議会運営規程第２条第４項に定める児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする事項には加えない。

（参考）児童福祉専門分科会と措置部会の所掌

児童福祉専門分科会 （法改正により新たに通告が義務化されたもののうち県が所管行政庁であるもの）	措置部会 （従前から措置部会の所掌であるもの）
児童自立生活援助事業、一時預かり事業 病児保育事業、意見表明等支援事業 妊産婦等生活援助事業、母子生活支援施設 保育所、児童館、認可外保育施設 幼保連携型認定こども園	小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関 一時保護施設、委託を受けて一時保護を行う者

※　放課後児童クラブなど、市町村が所管行政庁であるものに係る報告は、市町村が当該市町村の審議会等に対し行う。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：**令和７年10月１日**

①制度の現状・背景

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要**がある。

○　児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要**がある。

（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和５年５月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

○　**保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、**下記の規定を設ける**。

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
・都道府県による虐待の状況等の公表
・国による調査研究　等

○　**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

岩手県社会福祉審議会運営規程（昭和38年12月12日制定）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（措置部会） 第４条　児童福祉専門分科会に、法第 11 条第１項第２号リの規定による調査審議及び意見の具申、法第 27 条第６項の規定による諮問に対する答申及び法第 33 条の 15 第３項に係る事項の審議、並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第４条第５項に規定する事例の検証を行うため、措置部会を置く。 ２～５　略	（措置部会） 第４条　児童福祉専門分科会に、法第 11 条第１項第２号リの規定による調査審議及び意見の具申、法第 27 条第６項の規定による諮問に対する答申及び法第 33 条の 15 第２項に係る事項の審議（所管行政庁が都道府県の知事である被措置児童虐待のうち、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業員、指定発達支援医療機関の管理者その他従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は法第 33 条第１項若しくは第２項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者が行ったものに限る。）、並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第４条第５項に規定する事例の検証を行うため、措置部会を置く。 ２～５　略
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規程は、令和８年２月５日から施行する。

岩手県社会福祉審議会運営規程

（目的）

第１条　この規程は、岩手県社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第４号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、岩手県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（専門分科会）

第２条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条第１項に定める専門分科会のほか、同法第 11 条第２項の規定により、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会を置く。

２　専門分科会は、当該専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

３　専門分科会の会議については、条例第４条第３項から第５項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

４　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第２項の規定による医師の指定については、身体障害者福祉専門分科会の決議をもって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 20 の２第２項の規定による保育士の登録、同法第 35 条第６項の規定による保育所の設置の認可、同法第 46 条第４項の規定による児童福祉施設の事業の停止の命令、同法第 59 条第５項の規定による認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 29 条の規定による里親の認定については、児童福祉専門分科会の決議をもってそれぞれ審議会の決議とする。

（審査部会）

第３条　審査部会は、身体障害者福祉専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

２　審査部会の会議については、第２条第３項の例による。

３　審査部会の決議は、審議会の決議とする。

（措置部会）

第４条　児童福祉専門分科会に、法第 11 条第１項第２号リの規定による調査審議及び意見の具申、法第 27 条第６項の規定による諮問に対する答申及び法第 33 条の 15 第２項に係る事項の審議（所管行政庁が都道府県の知事である被措置児童虐待のうち、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業員、指定発達支援医療機関の管理者その他従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は法第 33 条第１項若しくは第２項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者が行ったものに限る。）、並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第４条第５項に規定する事例の検証を行うため、措置部会を置く。

２　措置部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

３　措置部会は、児童福祉専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

４　措置部会の会議については、第２条第３項の例による。

５　措置部会の決議は、審議会の決議とする。

（会議録）
第５条 委員長及び専門分科会長は、庶務を担当する職員をしてその主宰した会議の会議録を調製させなければならない。
２　会議録には、委員長又は専門分科会長が指名した２名以上の委員が署名しなければならない。

（緊急措置）
第６条 専門分科会長が会議を招集するいとまがないと認める場合においては、回議して当該専門分科会及び審議部会の審議にかえることができる。
（庶務）
第７条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

附　則
この規程は、昭和 38 年 12 月 12 日から施行する。
附　則
この規程は、昭和 48 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、昭和 61 年１月 29 日から施行する。
附　則
この規程は、昭和 62 年３月 17 日から施行する。
附　則
この規程は、平成８年２月 15 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 10 年２月 23 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 12 年 10 月 13 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 17 年３月 28 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 19 年９月３日から施行する。
附　則
この規程は、平成 20 年 11 月 11 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 27 年２月 24 日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年 10 月 22 日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年２月５日から施行する。